

2月16日

▼
3月15日

平成23年分

確定申告はお早めに！

平成23年分の所得税確定申告に関する相談や申告の受け付けは、2月16日(木)からです。また、申告と納付の期限は3月15日(木)です。

申告書はご自分で作成して、早めに提出してください。

□確定申告書の作成

確定申告書は対象者に郵送したり、市役所税務課の窓口等に置いてありますので、記入して申告していただけますが、国税庁ホームページの『確定申告書等作成コーナー』でも作成できます。このコーナーで作成した申告書をそのまま電子申告したり、A4サイズの普通紙に印刷（白黒でも可）して郵送するなど、税務署に出向かずに申告ができるので便利です。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。
(<http://www.nta.go.jp/>)

申告会場と受付期間

所得税の確定申告は、次の会場で受け付けます。申告の際は、源泉徴収票や収支内訳表などの申告に必要な書類を必ず持参してください。

（今年も、多久市役所で日曜日の受付を2回行います）

会場	場所・電話	受付期間・時間
佐賀税務署	佐賀第2合同庁舎 (佐賀市駅前中央 3丁目3-20) ☎32-7511	2月1日(木)～ 9時～17時 土・日は通常閉庁 ※2月19日(日)・26日(日)は 受け付けします
多久市役所	大会議室東 (市庁舎4階) ☎75-2013 (申告会場) ☎75-2126 (税務課)	2月16日(木)～3月15日(木) 8時30分～16時 土・日は通常閉庁 ※2月19日(日)・26日(日)は 受け付けします

□所得税の還付申告は1月から税務署で受付を始めます

「還付」を受けるための申告は1月から税務署で受け付けます。還付申告は医療費控除や住宅借入金（取得）控除などにより、すでに納付した税金の返還を受けるための申告です。

かた
税金の還付金を騙る
振り込め詐欺等に
ご注意ください



事業者のみなさんへ

給与支払報告書の提出は早めをお願いします

- ・提出期限 1月31日(火)
- ・問い合わせ・提出先 税務課 市民税係 ☎75-2126

平成23年分法定調書の提出をお忘れなく

- ・提出期限 1月31日(火)
- ・問い合わせ・提出先 佐賀税務署 ☎32-7511

e-Taxで簡単申告

e-Taxとは、これまで書面で行われていた申告や納税、申請・届出などの手続きを自宅やオフィスからインターネットを利用して行うことができるシステムです。

詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

e-Taxのメリット

- 自宅やオフィスのパソコンから簡単申告
- 最高4千円の税額控除（平成19～22年分の確定申告で、すでにこの控除の適用を受けた方を除きます）
- 源泉徴収票や医療費の領収書等の添付書類を省略（3年間は保管が必要）
- 還付金の支払いが早い（早期に処理され、3週間程度に短縮）
- 確定申告期間は、24時間 e-Tax の利用が可能

■問い合わせ 佐賀税務署 個人課税第一部門

☎32-7511

e-Taxによる申告の際は本人の電子証明書が必要です

公的個人認証サービス電子証明書は、電子申告を安全に行うために、本人確認や改ざんを防止する目的で使用するもので、市町村役場の窓口で申請して取得することができます。

電子証明書の交付申請を行うには、まず住民基本台帳カードが必要です。市役所では、市民生活課窓口で発行しています。（11ページ参照）